

誘導灯

【設置基準(令26-1)】

- ・ 特定防火対象物および9項口
- ・ 5項口・7項・8項・10項・11項・12項イロ・13項イロ・14項・15項・16項口で地階・無窓階・11階以上の階
- ・ 客席誘導灯 - 1項の客席部分(16項イ・16の2項の1項部分)

【誘導標識の設置基準(令26-1)】

- ・ 1～16項
- ・ 誘導灯で代替え可能

【避難口誘導灯の設置場所(規28の3-3)】

- ①屋内から直接地上へ通ずる出入口(付室がある場合はその出入口)
- ②直通階段の出入口(付室がある場合はその出入口)
- ③①②に通ずる廊下または通路に通ずる出入口

【通路誘導灯の設置場所(規28の3-3)】

- ①曲がり角
- ②避難口誘導灯の有効範囲内の箇所
- ③廊下または通路の各部分を通路誘導灯の有効範囲に包含するために必要な箇所

【誘導灯の有効範囲(規28の3-2)】

- ・ 歩行距離で以下の範囲内に誘導灯が見えるように設置する。

避難口誘導灯	A級	矢印なし	60m	通路誘導灯	A級	20m
		矢印あり	40m			B級
	B級	矢印なし	30m		C級	
		矢印あり	20m			
	C級		15m			

※距離で算出する方法もある。

【避難口誘導灯の設置を要しない場合(規28の2-1-1・3)】

- ・ 1～16項の避難階(無窓階を除く)の直接地上に通じる避難口で、居室の各部分から避難口を容易に見とおし、識別でき、そこまでの歩行距離が20m以下である場合
- ・ 1～16項の避難階以外の階(地階・無窓階を除く)の直通階段の避難口で、居室の各部分から避難口を容易に見とおし、識別でき、そこまでの歩行距離が10m以下である場合
- ・ 1～16項の避難階にある居室で、直接地上へ通ずる避難口を有し、各部分から避難口を容易に見とおし、識別でき、そこまでの歩行距離が30m以下で、避難口誘導灯を高輝度蓄光式誘導標識に代替えする場合

【通路誘導灯の設置を要しない場合(規28の2-2-1・2)】

- ・ 1～16項の避難階(無窓階を除く)の直接地上に通じる避難口で、居室の各部分から避難口を容易に見とおし、識別でき、そこまでの歩行距離が40m以下である場合
- ・ 1～16項の避難階以外の階(地階・無窓階を除く)の直通階段の避難口で、居室の各部分から避難口を容易に見とおし、識別でき、そこまでの歩行距離が30m以下である場合
- ・ 1～16項の避難階にある居室で、直接地上へ通ずる避難口を有し、各部分から避難口・避難口誘導灯・蓄光式誘導標識を容易に見とおし、識別でき、そこまでの歩行距離が30m以下である場合

誘導灯

【階段・傾斜路】

- ・ 1～16項の3の階段または傾斜路で非常用照明装置があり、避難方向が確認できる場合

【誘導標識の設置を要しない場合(規28の2-3-1・3)】

- ・ 誘導灯の有効範囲内
- ・ 1～16項の階で、居室の各部分から避難口を容易に見とおし、識別でき、そこまでの歩行距離が30m以下である場合
- ・ 1～16項の避難階にある居室で、直接地上へ通ずる避難口を有し、各部分から避難口を容易に見とおし、識別でき、そこまでの歩行距離が30m以下である場合



避難口誘導灯



通路誘導灯

【その他(規28の3-4-9 規24-3)】

- ・ 非常電源は蓄電池設備で容量は20分以上とする。